岩手県監査委員告示第15号

監査結果の公表(平成20年監査委員告示第9号)により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年4月4日

岩手県監査委員 中 平 均

岩手県監査委員 工 藤 勝 子

岩手県監査委員 菊 池 武 利

岩手県監査委員 谷 地 信 子

- 1(1) 監査対象機関名 岩手県立花泉高等学校
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成19年11月28日
 - イ 本監査実施日 平成20年1月23日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成20年3月7日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|--------------------------------|-------------------------------|
| 赴任旅費の支給に当たり、旅行完了後相当期間経過してから | 支給時期が遅延した赴任旅費については、平成19年11月22 |
| 支給しているものが2件183,694円、支給すべき金額より多 | 日に支給し、支給すべき金額より多く支給していたものにつ |
| く支給しているものが1件16,834円、 移転を証する書類が | いては、平成19年12月13日に返納の事務処理を完了した。 |
| 添付されていないものが3件あったので適正な事務の執行 | また、移転を証する書類が添付されていなかったものにつ |
| に努められたい。 | いては、移転を証する書類を添付した。 |
| | 今後は、チェック体制の一層の強化を図り、再発防止に努 |
| | める。 |

- 2(1) 監査対象機関名 岩手県大船渡農業高等学校
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成19年11月13日
 - イ 本監査実施日 平成20年1月9日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成20年3月7日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|--------------------------------|----------------------------|
| 扶養手当及び期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より | 支給すべき金額より少なく支給していた扶養手当及び期末 |
| 少なく支給しているものが1件、37,000円あったので、適正 | 手当については、平成19年12月17日に追給した。 |
| な事務の執行に努められたい。 | 今後は、チェック体制の一層の強化を図り、再発防止に努 |
| | める。 |